

(案)

庁舎清掃作業請負契約書

1. 契約の名称 令和7年度 香川森林管理事務所庁舎清掃作業
2. 契約期間 自：令和7年4月1日 至：令和8年3月31日
3. 請負代金額 ¥ — (うち消費税相当額 ¥ —)
1箇月当たり ¥ — (うち消費税相当額 ¥ —)
4. 契約保証金 免除する。
5. 特約条項 別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり。

分任支出負担行為担当官 四国森林管理局 香川森林管理事務所長 名本 亮介
(以下「甲」という。)と〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇 (以下「乙」という。)は、上記
の事項及び次の条項により契約を締結し、契約の証として本書2通を作成し双方記名押
印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

[甲] 香川県高松市上之町2丁目8-26
分任支出負担行為担当官
香川森林管理事務所長 名本 亮介

[乙] 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇

契約条項

(総則)

- 第1条 乙は、別紙「清掃作業仕様書」（以下「仕様書」という。）及び別紙「清掃作業基準表」（以下「基準表」という。）に基づき甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）の指示に従い、頭書の作業を実施しなければならない。
2. 甲は、前項の監督職員を指定した場合は、乙に通知するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ文書により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(作業区域又は作業内容の変更等)

- 第3条 甲は、必要のある場合には、作業区域又は作業内容を変更することができる。この場合において、請負代金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
2. 監督職員は、必要のある場合には作業員に対して清掃作業の中止を求め、又は当該区域の所在場所への立入を禁止することができる。

(作業員並びに主任者)

- 第4条 乙は、本作業を実施するために必要な作業員を常駐させるとともに、必要のある場合は本作業を監督指導するため主任者を置くものとする。

(名簿の提出)

- 第5条 乙は、別添「清掃作業従事者名簿」（以下「名簿」という。）を甲に提出しなければならない。
- なお、異動があった場合もまた同様とする。
2. 名簿の提出及び受理を以て、請負業者等入館許可申請及び請負業者等入館許可に代えるものとする。

(不適格なる作業員等)

- 第6条 常駐作業員並びに主任者で甲が不適格者と認めた場合は、乙は速やかにこれに代わる者を置くものとする。

(基準に不適格の場合)

- 第7条 乙の実施した作業が仕様書及び基準表に示すものと適合していないと監督職員が認めるときは、その作業の手直しを命ずることができる。この場合の費用は乙の負担とする。

(電力、給水、ガス等の負担)

- 第8条 乙が仕様書に基づく作業を実施するに際し、使用する電力給水及びガス等については、甲の負担とする。
2. 乙は、電力、給水、ガスの使用については極力節減し、効率的に行わなければならない。

(損害賠償責任)

- 第9条 乙の作業員が故意又は過失により作業物件その他、庁舎の設備又は備付物件等を亡失又は棄損したときは、乙は直ちに自己の負担においてこれを補修し、取り替え、又は甲の指示に従い賠償の責を負わなければならない。
2. 乙の作業員が第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその責を負わなければならない。
- ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

(作業実施の確認)

- 第10条 乙は、日常清掃実施後、別添「日常清掃実施報告書」により監督職員の確認を受けなければならない。
2. 乙は、定期清掃実施後、別添「定期清掃実施報告書」により監督職員の確認を受けなければならない。

(請負代金の支払)

- 第11条 甲は乙の申出により毎1箇月分について代金の支払をすることができる。
2. 乙は、支払を受けようとするときは、代金による正当な請求書に監督職員の確認を受けた清掃実施報告書を添付し、翌月速やかに甲に提出するものとする。
3. 甲は前項の請求書を受領した日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。
4. 甲の責に帰すべき理由により前項の期間内に甲が代金を乙に支払わないときは、甲はその期日の翌日から支払当日までの日数に応じ、代金に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された利率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。
- ただし、前項の期限までに支払わないことが天災その他止むを得ない事由によるときは、その事由の継続する期間は前項の期間に算入しないものとする。また、遅延利息の額が100円未満の端数についてはこの限りでない。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合乙は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- ただし、給付を完了したものについては適用しない。
- (1) 乙において契約上の義務を履行せず又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) この契約に関し、乙が不正行為をなしたと甲が認めたとき。
- (3) 正当な理由なく、乙が契約解除を申し出たとき。
2. 前項により契約を解除した場合において清掃作業に既済の部分があるときは、甲はこれを検査し、合格と認めたものについて請負代金を支払うものとする。

(債権債務の相殺)

- 第13条 この契約により、乙から甲に支払うべき債務があるときは、請求代金と相殺することができる。ただし、乙の支払うべき金額が不足するときは、その不足金額は甲の発する納入告知書により指定期限までに納入するものとする。

(秘密の保持と火災盗難の防止)

- 第14条 乙は、庁内における業務上の秘密を厳守するとともに、庁内の火災盗難の防止に協力しなければならない。

(作業員の服装)

- 第15条 乙は、作業員に対し絶えず服装の端正を期するとともに、服務態度については十分注意するよう心掛けなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第16条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第17条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かに関わらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2. 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項又は第2項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3. 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4. 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(その他)

第18条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。